

「鳥取信用金庫 アプリ契約口座」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「鳥取信用金庫アプリ契約口座」(以下「アプリ契約口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①普通預金規定
 - ②総合口座取引規定
 - ③通帳アプリ定期預金規定
 - ④通帳アプリ据置複利定期預金規定

2. (アプリ契約口座)

- (1) アプリ契約口座は、個人のお客さまを対象とし、「しんきん通帳アプリ」の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
また、アプリ契約口座を、紙通帳を使用しない「通帳レス口座」に変更することができます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより紙通帳を使用する預金口座(以下「紙通帳口座」という。)のほか、紙通帳を使用しない通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) アプリ契約口座は、キャッシュカードの発行および「しんきん通帳アプリ」へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (通帳レス口座の取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した紙通帳によるお取引(振替入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、アプリ契約口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (通帳レス口座の入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、「しんきん通帳アプリ」によりご確認ください。
- (2) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (紙通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 紙通帳口座から通帳レス口座への切替えは、「しんきん通帳アプリ」により切替えることができます。
- (2) 紙通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、通帳レス口座へ切替えた時点で紙通帳はご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、切替日の翌々日から、「しんきん通帳アプリ」で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。
- (4) 紙通帳口座から通帳レス口座へ切替以降の入出金明細は「しんきん通帳アプリ」で確認ができます。

6. (通帳レス口座から紙通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から紙通帳口座へ切替えることができるものとします。
- (2) 通帳レス口座を「しんきん通帳アプリ」から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、紙通帳口座へ切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、紙通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳再発行手数料を申し受けます。

7. (預金の預入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を預入れるときは、対象となる預金口座のキャッシュカードまたは「しんきん通帳アプリ」における有効な口座情報を提示し、当金庫所定の入金票に口座番号、氏名、金額を記入のうえ提出してください。ご提示等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭で通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約をするときは、対象となる預金口座のキャッシュカードまたは「しんきん通帳アプリ」における有効な口座情報を提示し、当金庫所定の払戻請求書等に口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続きに従ってください。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (「しんきん通帳アプリ」による定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 「しんきん通帳アプリ」により当金庫所定の定期預金取引を行うことができます。定期預金口座開設、新約および預入については、「しんきん通帳アプリ」に通帳レス口座として登録されている普通預金口座を総合口座（以下「登録総合口座（普通預金）」という。）とする場合に受け付けます。
- (2) 「しんきん通帳アプリ」にて開設した定期預金口座については、当金庫が特に定める場合を除き、登録総合口座（普通預金）のお取引店とし、届出印鑑は登録総合口座（普通預金）の届出印鑑と共通とします。
- (3) 「しんきん通帳アプリ」における定期預金の解約の場合、元金と利息を登録総合口座（普通預金）へ振り替えます。
- (4) 定期預金の新約を行う場合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、あらかじめ取引時確認が必要となります。
- (5) 定期預金の預入れ・解約の取消はできませんので、お取引の際はご注意ください。

10. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または「しんきん通帳アプリ」における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 通帳レス口座を解約した時点で、「しんきん通帳アプリ」では対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (3) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

11. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023.06.09 現在